

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成27年9月25日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田土木事務所へ提出の建築確認申請書 申請日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 確認番号 〇〇〇〇〇号 確認日付 平成〇〇年〇〇月〇〇日 建築主 〇〇〇〇 地名地番 大和高田市春日町〇〇丁目〇番〇〇 設計者 〇〇〇〇一級建築士 施工者 〇〇〇〇 上記の一件書類のうちの1. 敷地測量図 2. 敷地面積図 3. 敷地求積図 4. 配置図 5. 一階平面図 6. 断面図 7. 立面図 8. 建築基準法第19条第3項が規定する建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年10月7日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示する行政文書

建築確認番号H〇〇認建高土第〇〇〇号の確認申請書に係る以下の文書

- ・土地所在図 地積測量図
- ・敷地面積計算表
- ・配置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・立面図

（2）開示しない部分

ア 平面図及び断面図の間取り

イ 建築基準法第19条第3項が規定する建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書

(3) 開示しない理由

ア (2) のア

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるため

イ (2) のイ

上記建築確認申請に係る建築物については、提出の必要がなく、当該文書を取得していないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月10日、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定のうち、第2の(2)のイを不開示とした部分の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は、異議申立ての対象となっていない。

4 諮問

平成27年11月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

一部開示決定のうちの第2の2の(2)開示しない部分のイを不開示とした部分について取り消す。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

請求対象である第2の2の(2)開示しない部分のイの行政文書は、建築基準法令に提出することが規定される文書である。開示しない理由は、根拠がない。

(2) 意見書

ア 本件の経過について

理由説明書のとおりである。

イ 理由説明について

(ア) 第1段落については、おおむね理由説明のとおりである。

(イ) 第2段落については、第1行目から第5行目までの記述はおおむね理由説明のとおりである。ただし、第6行目後段以降の記述は実施機関の推測に過ぎない。

(ウ) 第3段落については、建築基準法施行細則（昭和25年12月奈良県規則第77号。以下「施行細則」という。）は、建築確認申請の添付書類として第2条第2項に、建築主事は必要と認めるときは、前項に規定する図書のほか、必要な図書の提出を求めることができると規定する。

また、下水道法（昭和33年法律第79号）と建築基準法（昭和25年法律第201号）の関係性は不可分といえるものであり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3表1の「明示すべき事項」に規定がなくとも、建築基準法第1条の建築物の敷地の最低基準の説明として、建築確認申請添付図書に請求対象行政文書が明示されているのが通例である。

したがって、第3段落の結論は、妥当性を欠くものと言えよう。

(エ) 第4段落については、建築基準法第19条第3項は敷地の雨水並びに汚水に関する規定である。実施機関による平成28年1月20日付け（高土118号の17）の行政文書一部開示決定による配置図・型式適合認定書別添仕様書及び図面並びに本件一部開示決定による開示文書4の配置図に点描線、7箇所の会所及び敷地先道路側溝に放流すると記載する点描線の矢印が、請求対象行政文書の一部が該当する若しくは、施行規則第1条の3表1の「明示すべき事項」に規定のない汚水に係る記載ではないか。

建築基準法第19条第3項が規定する汚水に係る記載文書が存在して、同項が規定する雨水に係る請求対象行政文書が存在しないとするのは、整合性を欠くと言えよう。

以上のとおり、実施機関の決定は妥当性を欠くものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

建築基準法第19条第3項は、建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないことを定めており、本件開示請求は、この施設が設置されていることを証明する文書の開示を求めているものと解される。

建築確認申請に添付すべき図書については、施行規則第1条の3に建築確認申請書の様式に関する規定のなかで定められている。当該規定に係るものとしては、現行の施行規則では、表1の(イ)のは配置図の項に「明示すべき事項」として「下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路（以下「排水経路等」という。）」が定められている。したがって、異議申立人が開示を

求める文書は、現行の施行規則における下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路等が明示された配置図であると考えられる。

しかし、施行規則第1条の3表1は平成19年6月20日に改正されており、改正以前の施行規則では、表1の(い)の配置図の項に「明示すべき事項」として排水経路等は規定されていないため、改正日以前の確認申請で配置図に排水経路等を明示する必要はない。よって、本件開示請求に係る建築確認申請（以下「本件建築確認申請」という。）が提出された平成〇〇年当時においては、建築確認申請の添付書類として、下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路等が明示された配置図は、提出する必要がなかったものである。

したがって、実施機関は、異議申立人が開示を求めている雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これに類する施設を記載した図書を取得しておらず、文書は不存在である。

2 口頭理由説明

建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の審査は、建築主事が、建築計画に係る建築基準関係規定の適合性を確認するものであり、建築基準関係規定以外の審査はできない。また、建築主事が提出を求めることができる図書については、施行規則第1条の3に定められたもののほか、施行細則第2条第2項において、建築主事が必要と認める図書の提出を求めることができる旨定められているが、建築主事が提出を求めることができるのは、建築基準関係規定に定める基準の適合性の審査に必要な範囲内のものに限られる。そして、建築確認においては、建築主事が現地調査を行う義務はなく、法令等で定められた図書に基づく審査で足りるものである。

また、配置図に記載されている点描線は、合併浄化槽に接続していることから、汚水を処理するための施設及び排水経路等を示すものである。

なお、本件開示請求に係る建築確認（以下「本件建築確認」という。）においては、建築主から完了届が提出されていないことから、完了検査を行っていないが、近隣住民からの指摘を受けて、平成27年7月17日及び同年12月17日に、実施機関が現地において、当該建築計画に係る雨水の処理に問題がないことを確認している。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求

め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「建築基準法第19条第3項が規定する建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、建築基準法第19条に係るものであり、同条は建築基準関係規定に該当するため、本件建築確認申請の対象である建築物（以下「本件建築物」という。）の建築計画は、同条に適合している必要がある。

建築確認申請に係る添付図書及び図書に明示すべき事項については、施行規則第1条の3表1において定められており、現行の同表においては、「下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路」が、明示すべき事項として規定されているが、本件建築物に係る建築確認申請当時の施行規則には、明示すべき事項として規定されていなかった。

一方、異議申立人は、施行細則第2条第2項において、建築主事は必要と認める図書の提出を建築主に求める旨定められており、実施機関が同項に基づき異議申立人が開示を求める文書の提出を受けているはずであると主張している。

この点について実施機関は、施行細則第2条第2項の規定は、建築基準関係規定に係る適合性の確認に必要な場合に建築主事が建築主に対して図書の提出を求めることができることを定めたものであるが、当該建築計画については、本件建築確認申請に係る添付図書により、建築基準法第19条第3項に適合していることが確認されているため、本件建築確認において、建築主に本件異議申立てに係る文書の提出を求める必要はないと説明している。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、自己が行った別の行政文書開示請求により開示された本件建築確認申請の添付図書である配置図について、本件開示請求に対応する行政文書として開示すべきではないかという趣旨の主張をしている。

この点について実施機関は、当該配置図には、合併浄化槽、会所及び合併浄化槽を経由して敷地先道路側溝に放流すると記載された点描線の矢印（以下「合併浄化槽等」という。）が記載されているが、合併浄化槽とは尿尿及び雑排水を処理する施設であり、当該施設は雨水を排出し、又は処理するための施設ではないことから、本件

開示請求に対応する行政文書ではないと説明しており、異議申立人の主張は採用できない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成27年11月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成27年12月22日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 2月29日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成29年 3月17日 (第205回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成29年 4月21日 (第206回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成29年 7月20日 (第209回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年 8月24日 (第210回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成29年 9月20日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈 良 女 子 大 学 研 究 院 生 活 環 境 科 学 系 教 授 (住 生 活 ・ 住 環 境 学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同 志 社 大 学 政 策 学 部 准 教 授 (行 政 法)	
の だ た か し 野田 崇	関 西 学 院 大 学 法 学 部 法 律 学 科 教 授 (行 政 法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元 産 経 新 聞 社 記 者	